
令和 7 年度第 3 回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和 7 年 6 月 1 2 日 (木) 1 3 時 3 0 分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

会長	1 2 番	安部 寛		
会長職務代理者	1 3 番	山根 祐一	1 4 番	川村 忠幸
委員	1 番	田中 孝幸	2 番	東田 輝正
	3 番	明治 良一	4 番	岸本 慶子
	5 番	衣笠 指図	6 番	横野 俊彦
	8 番	上田 正人	9 番	大谷 誠一
	1 0 番	細田 邦男	1 1 番	山本 知司

○農地利用最適化推進委員

委員	西尾 寿秋	井上 寿光
	荻原 晴雄	岸本 政明
	横山 茂	猪本 正己
	佐藤 洋一	藤田 榮一郎
	鎌谷 一也	中山 浩一
	保田 公範	公賀 義高
	中嶋 美枝子	

4. 欠席委員 大村 祥一郎 山田 裕人

5. 議事日程

- | | | | |
|-----|------------|--------------------------------|-----------|
| 第 1 | 議事録署名委員の指名 | 1 4 番 川村 忠幸 | 1 番 田中 孝幸 |
| 第 2 | 報告事項 1 | 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について | |
| | 2 | 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について | |
| | 3 | 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について | |
| 第 3 | 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請審議について | |
| 第 4 | 議案第 2 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請審議について | |
| 第 5 | 議案第 3 号 | 農用地利用集積等促進計画について | |
| 第 6 | 議案第 4 号 | 地籍調査事業に伴う農地の地目変更について | |
| 第 7 | その他 | | |

農業委員会事務局職員 事務局長 西山 千華子 係 長 尾崎 千穂
主 任 奥谷 真好

6. 会議の概要

局長	開会（13時30分） 本日の欠席者は、大村祥一朗委員、山田裕人推進委員の2名です。 農業委員 出席者数 13名 農地利用最適化推進委員 出席者数 13名 定足数に達していますので、令和7年度第3回八頭町農業委員会を始めます。 開会にあたり、議長（会長）あいさつをお願いします。
議長（会長）	（あいさつ） 日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、14番 川村忠幸職務代理、1番 田中孝幸委員のお二方をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。 次に日程第2、報告事項です。私からはありませんが、皆さんの方からありましたら、報告をお願いしたいと思います。
委員一同	（報告なし）
議長（会長）	無いようですので、事務局は報告をお願いします。
事務局	報告を3件させていただきます。資料をご覧ください。 報告1 農地法第3条の3の規定による届出書について。相続についての届出です。 今月は8件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。 報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。5ページをご覧ください。農地の貸借の合意解約です。今月は1件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。 報告3 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について。6ページをご覧ください。2件の該当事業がありました。事業内容が確認できましたので、問題なしと判断し受理しました。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきまして、質問意見等がある方はお願いしたいと思います。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	ないようですので、続きまして、日程第3 議案第1号 農地法

議長（会長）	第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。 受付番号6-1について、事務局は説明をお願いします。
事務局	農地法第3条の規定による許可申請審議について。 受付番号6-1について説明します。 【議案第1号 受付番号6-1 朗読後、説明】 土地の所在地 福本地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 1,087 m² 理由につきましては、譲渡人の●●●●さんは申請地を相続されました。以前はお父さんが耕作をされていましたが、亡くなられてからは親戚の方が管理をしておられました。譲受人の●●●●さんは隣接する田の耕作者で、その田に水を引くために今までもこの申請地を利用していたようです。今後も田を耕作する意向もあるため、この度、譲受人の●●●●さんから譲渡人の●●●●さんへ譲り受けた旨相談をされ、売買の話がまとまったものです。 農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人の●●●●さんは、家族が所有する農地で主に水稻や野菜を栽培しておられます。今回譲り受ける農地でも水稻を栽培される予定です。 通作については、自宅から概ね2km程度で問題ないと思われます。 農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人の●●●●さんは、20年程度の農業従事経験がありますし、奥さんも20年程度農業に従事されていますので、問題はないと思われます。 最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、従前の様に水稻を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきましては、1番 田中孝幸委員に事前調査をお願いしていますので、報告をお願いします。
田中委員	受付番号6-1につきまして報告します。6月の3日に、●●●●氏と●●●●氏の両氏に電話で確認いたしました。2人は何回か話をして、話がまとまったということです。問題はないと思います。よろしくお願いします。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。受付番号6-1につきまして、質問意見等がある方はお願いしたいと思います。

委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(挙手多数)
議長 (会長)	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号 6-1 について、申請どおり決定いたします。 続きまして、受付番号 7-2 について事務局は説明をお願いします。
事務局	受付番号 7-2 について説明します。 【議案第 1 号 受付番号 7-2 朗読後、説明】 土地の所在地 三浦地内 登記地目：田 現況地目：田 面 積 970 m² 理由につきましては、譲受人の●●さんは申請地周辺に作業場を構えて、主に苗木の栽培をしておられます。この度、経営規模を拡大される意向があり、申請地を譲り受けた旨、譲渡人の●●●●●●さんへ相談をされました。●●●●●●さんは、以前にもこの申請地に隣接する農地を●●さんへ譲ったこともあり、この度も譲り渡すことで了承され、売買の話がまとまったものです。 農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件ですが、譲受人の●●さんは、所有する農地や借りている農地で主に苗木を栽培しておられます。今回譲り受けられる農地でも苗木を栽培される予定です。 通作については、自宅から概ね 2 k m 程度で問題ないと思われます。 農地法第 3 条第 2 項第 4 号の農作業従事要件ですが、譲受人の●●さんは、53 年程度の農業従事経験がありますし、息子さんや奥さんも 30 年以上農業に従事されていますので、問題はないと思われます。 最後に、農地法第 3 条第 2 項第 6 号の地域との調和要件ですが、周辺農地と同様に苗木の栽培をされるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。
議長 (会長)	はい、ありがとうございます。この件につきましては、14 番 川村忠幸職務代理に事前調査をお願いしていますので、報告をお願い

議長（会長）	します。
川村委員	はい、14 番川村、説明させていただきます。まずは事務局の方にお礼を申し上げます。事前調査の参考資料がついておりまして、大変参考になりました、ありがとうございます。 調査内容ですけれども、見ていただければわかりますように、現地も確認したんですけれども、もう周りは農地というよりも遊休地になっておりまして、●●さんがもう苗をいっぱい作ってるっていう状況であります。 苗の中に遊休地が何個かあるなっていうようなイメージでございまして、両名に6月8日確認しました。●●●さんも、ここは自分たちではできないので、早く承認をしていただきたいと。●●さんにつきましては、規模拡大でどんどん面積を広げていきたいと、この辺の遊休地を取り込んでいきたいという気持ちもおありのようで、承認をしていただきたいというお言葉をいただいております。承認よろしくお願いします。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。受付番号 7-2 につきまして、質問意見がある方につきましては、お聞きしたいと思います。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（挙手多数）
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号 7-2 について、申請どおり決定いたします。 続きまして、受付番号 8-3 について事務局は説明をお願いします。
事務局	受付番号 8-3 について説明します。 【議案第 1 号 受付番号 8-3 朗読後、説明】 土地の所在地 見槻地内 登記地目：田 現況地目：田 面 積 125 m² 理由につきましては、この申請地は、今年、基盤整備事業が終了し本登記が完了しました。その中で、譲渡人の●●●●さんと譲受人の●●●●さん双方が配分を受けた農地が、整備後に現況では 1

事務局	枚の田となったため、譲渡人の●●●●さんが譲受人の●●●●さんへ農地を売り渡すことで話がまとまったものです。 農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件ですが、譲受人の●●●●さんは、所有する農地で主に水稻や野菜を栽培しておられます。今回譲り受けられる農地は水稻を栽培される予定です。 通作については、自宅から概ね 1 k m 程度で問題ないと思われます。 農地法第 3 条第 2 項第 4 号の農作業従事要件ですが、譲受人の●●●●さんは、16 年程度の農業従事経験がありますので、問題はないと思われます。 最後に、農地法第 3 条第 2 項第 6 号の地域との調和要件ですが、水稻を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきましては、9 番 大谷誠一委員に事前調査をお願いしていますので、報告をお願いします。
大谷委員	9 番大谷です。6 月 9 日に双方に電話で確認しました。譲渡の事実には相違ないようです。事務局の説明のとおりであります。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。受付番号 8-3 につきまして、質問ご意見等がある方については、お願いしたいと思います。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（挙手多数）
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号 8-3 について、申請どおり決定といたします。 以上で、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての審議を終了します。 続きまして、日程第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請につきまして審議を行います。 受付番号 1-1 について事務局は説明をお願いします

事務局	議案書の2ページをご覧ください。 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について。 受付番号1-1について説明をします。 【議案第2号 受付番号1-1 朗読後、説明】 土地の所在地 下峰寺地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 163 m²のうち28 m² 転用理由につきましては、現在使用している墓地が山中にあるため、自宅近くの土地に墓地を移設したいとのことです。 本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。 まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、集団農地の第1種農地に該当します。許可根拠は集落接続です。 資力及び信用についてですが、資力は金融機関の通帳の写しにより確認をしました。 また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。 事業計画を確認したところ、すみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり、妥当と考えられます。 周辺農地への影響ですが、東側は田、西側は道路、南側は自己所有の田、北側は畑であり、隣接農地の同意は得られています。 また、雨水は自然流下で既設の道路側溝へ放流し、汚水は発生しません。 日照、通風についてですが、建築物はないため、影響はありません。 また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。以上です。 【スライド現地説明】
議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきましては、3番 明治良一委員に事前調査をお願いしていますので、報告をお願いします。
明治委員	はい、3番明治、報告します。6月4日に訪問して確認しました。この件は以前、農振除外の申請があった時に、現場確認、それから訪問して話を確認しております。今回は、その話の内容が変わっていないかどうかの確認をしました。内容は、先ほど事務局から説明があったとおりです。現場としては、墓を作っても、周りの農地には影響がないと考えております。以上、報告を終わります。

議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきまして、質問意見がある方につきましては、お聞きしたいと思います。 はい、山本委員。
山本委員	今、説明を聞いたんですが、二つほど確認させていただきたいと思います。まず初めにですね、土地はほ場整備をしていない所ですか。
議長（会長）	事務局、お願いします。
事務局	はい、ほ場整備のエリアにはなっていて、水路はほ場整備でされたもののようですが、この農地はされていないようです。
山本委員	整備はしてないですね。それと、墓を建てる土地ですね、これ、民家からどれくらい離れていますか。
議長（会長）	事務局、説明できますか。
事務局	はい、議案の3ページ、4ページを見ていただいたらと思います。20m位のところに民家はあります。
山本委員	一番近い所で20m。
事務局	民家から、概ね100m以上という事がありますが、
山本委員	その確認を、今、させてもらっている。
事務局	了解を取っていただければ、そこは大丈夫だと思います。
山本委員	取ったらいいの。
事務局	今回建てられるはす向かいの土地にも、既に墓地はありますので。
山本委員	墓を建てる条件として、100m以内はダメだという事があったと思ったんですが。
議長（会長）	先ほどありましたように、これから建てられる土地の近くに、既に墓地も建っておるというようなことも確認をしてきておるようですので。今、条例に載っておる内容について報告をさせていただきますので。

事務局	規則の方では、100m 以内の場所には設置できないことになっているんですけども、ただしということで、町民の宗教的感情に抵触せず、かつ衛生上の適当な措置が講じられているときはこの限りではないということです。
山本委員	承諾がしてあったらよいということですか。
議長（会長）	ですから、近くの方とは承諾済みということです。町民課の方で、そのことについては確認してあるということでの報告を農業委員会の方でそういうふうに受けているようです。
山本委員	分かりました。
議長（会長）	はい。他にありませんか。
川村委員	ちょっと参考にですけれども、僕自身知らないんですけれども、墓を設置するのに、先ほど 100m っていうことがございましたけどね。何かそういう条件っていうのって教えていただけますか。今後の参考のために。皆さんも知らない方いらっしゃると思うんです。
議長（会長）	事務局の方から、その内容についてどういうふうな書類の中に入ってるかという、ちょっと簡単に説明させていただきたいと思います。
事務局	八頭町墓地埋葬等に関する法律施行細則というものがあまして、墓地を新しく作る場合には町民課の方に届け出をしていただいて、許可を得ていただく必要があります。その中で、設置の場所は次のいずれにも該当しないことということで、先ほどありました民家から 100m 以内の場所が一つ。もう一つが、飲用水が汚染される恐れのある場所と、もう一つその町長が適当ではないと認める場所というところですので、先ほどありましたように、民家から 100m、飲料水が汚染されるおそれのある場所というところなんです。ただし先ほども説明をさせていただいたように、町民の宗教的感情に抵触せず、かつ、衛生上の適当な措置が講じられているときはこの限りではないということです、民家のところについては近隣の方から承諾を取っていただければいいのかなというところなんです。
議長（会長）	はい。ありがとうございます。
川村委員	ありがとうございます。

議長（会長）	他にご意見などありましたら。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（挙手多数）
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。申請どおり決定いたします。 以上で議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についての審議を終了します。 続きまして、日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画について、事務局は説明をお願いします。
事務局	議案書の 9 ページをご覧ください。 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画について説明します。 八頭町長より令和 7 年 5 月 3 0 日付けで農用地利用集積等促進計画について意見を求められているものです。 それでは、整理番号 82-1 から 107-26 について説明します。 この度は貸借のみです。 鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 27,490 m²（16 筆）と既に機構へ集積されている農用地 31,650.14 m²（29 筆）を借受け希望のありました地域の担い手等へそれぞれ貸付けをするものです。 地域の担い手法人 4 社へ 46,498.14 m²（38 筆）、その他 3 名の個人耕作者へ 14,830 m²（8 筆）を貸付けするものです。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。補足をちょっとしていただきたいところがありますので、事務局、ちょっとお願いします。
事務局	はい。すいません。議案書の 18 ページから 19 ページの整理番号 101-20 から 104-23 について補足説明をさせていただきます。 こちらの方は、3 月の委員会で共有不明で公示が決定しまして、その後、2 か月間公示した結果、異議申し立てがなかったため、今回の促進計画に上げさせていただいております。もう一点、17 ページの 100-19 についてですが、これは鳥取県農村農業担い手育成機構の中間保有地再生活用事業を活用される農地で、以前、皆原、日田等で果樹園の跡地を伐根整理をして、担い手に貸し付けるとい

事務局	う形の事業と同じものになります。以上です。
議長（会長）	はい。ありがとうございます。これも 100-19 は去年もあったと思いますけれども、果樹園をしていたところをですね、それを機構の方を介して、田の条件にして貸し付けるといったような内容なようです。その時にはですね、助成 200 万円以内であれば、機構が自主的にされるということで、借りられる方は負担なしでということの作業のようです。 皆さんの方で何かご質問等あればお聞きしたいと思います。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	はい。ありがとうございます。 それでは審議を行います。整理番号 82-1 から 107-26 につきまして、質問等がある方は、再度お願いしたいと思います。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（挙手多数）
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。整理番号 82-1 から 107-26 につきまして、申請どおり決定します。 以上で議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画について審議を終了します。 続きまして、日程第 6 議案第 4 号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更について、事務局は説明をお願いします。
事務局	議案第 4 号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更について説明します。 議案書の 22 ページをご覧ください。この度は 1 筆で下門尾の農地になります。これは令和 5 年度に実施した地籍調査の農地で、調査後の本閲覧の段階で地権者より「田」を「畑」へ地目を変更して欲しい旨の相談があったものです。 地籍調査課が地権者から聞き取り、並びに、再度現地を確認した内容によると、現在この農地は取水ができないうえに、大雨時には水に浸かる状態であり、また耕作に必要な機械が搬入できる場所ではないため、田として利用することは非常に難しいということで、

事務局	「畑」への地目変更を希望されているようです。備考欄に記載をされている154-12は、元の登記地目は雑種地でしたが、現況が154-5と1枚の農地になっているため、合筆して地目を「畑」として登記をするということです。 地域計画についても、「田」から「畑」への地目変更であり問題は無いと思われますので、問題なしで回答したいと思います。 農業委員会からの意見提出後は、地籍調査課で県と国の検査を受けて、令和9年に登記が完了する予定です。以上です。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見等がある方についてはお聞きしたいと思います。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（挙手多数）
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。 以上で日程第6 議案第4号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更についての審議を終了いたします。 続きまして、日程第7 その他について、事務局より説明願います。
事務局	1. 資料提供 ○農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度について 2. 次回の農業委員会開催日時について 次回の農業委員会は7月10日（木）13時30分から、船岡地区公民館大集会室で開催します。以上です。
議長（会長）	3. その他 ○議会との意見交換会の開催について その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。
委員一同	（なし）
議長（会長）	無いようですので、以上で第3回農業委員会を終了します。

終了（14 時 25 分）